

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 30年 6月 11日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
業務の名称	平成29年度設計基準等改定に関する資料作成業務
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	当社の設計基準の改訂、鋼構造物参考図集の作成および支承部品の落下防止装置に要求される性能の規定等を行う。
業務期間(自)	平成 29年 11月 15日
業務期間(至)	平成 30年 8月 10日
契約金額	49,464,000 円
変更金額	6,242,400 円 増
変更後の契約金額	55,706,400 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

平成29年度設計基準等改定に関する資料作成業務 第1回変更

- ・鋼構造物標準図集および付属構造物標準図集の改訂にかかる資料作成（変更）

付属物標準図の改訂案作成作業において、門型角柱の隅角部での溶接性向上のため、梁形状の構造変更をする必要が生じた。これにより設計計算と図面作成を追加する。

また、同様にF電柱の設計実績を調査する中で、柱開口部位置での形状起因の疲労への影響を精査する必要が生じたため、FE解析を追加。
- ・業務成績評定基準改定にかかる資料作成（削除）

国土交通省の「業務成果評定要領」が平成30年4月に改定されたため、業務成績評定基準の改定時期を遅らせることとした。したがって、本業務の検討項目からは削除。
- ・設計基準改定に向けた資料作成（変更）

設計基準の改定にあたり、社内での意見照会とその対応を行う必要が生じたため、本業務に追加。
- ・技術基準等資料にかかる整理（変更）

当初は、書籍の電子化後に再製本して、保管場所を整理することを想定していた。しかし、本社の移転に伴い書籍の保管量を減らす必要が生じたため、当初の想定よりも多数の書籍を電子化し、電子化後の書籍を処分。
- ・遮音壁・擁壁の設計荷重に関する検討（追加）

遮音壁と擁壁の設計風荷重について、荷重値見直しの必要性を評価することが必要となった。その見直し判断のため、設計荷重を変更した場合の擁壁及び遮音壁の構造設計結果への影響度試算を追加。また同様に、阪神高速の擁壁設計基準について、改定が必要な項目の整理が必要となったため、改定方針整理の基礎資料作成を追加。
- ・業務期間（変更）

上記検討項目の追加に伴い、業務期間を延長。